

仙台市地域防災計画（中間案）からの主な変更点について

仙台市地域防災計画（中間案）（以下、「中間案」という。）の公表以降、パブリックコメントを受けた検討や必要な府内検討を実施しました。これら検討を踏まえ、中間案からの変更する点は以下のとおりです。

1 津波避難対策

「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」、その後の住民説明会、国での対応の変更等を踏まえ所要の検討を行い、以下のとおり変更を行います。

(1) 避難のための施設確保に関する根拠

「震災復興計画」や「津波避難施設の整備に関する基本的な考え方」等のこれまでの検討結果を地域防災計画（以下、「計画」という。）に位置付けします。

(2) 津波情報伝達の体制

広報車等による安全確保について、避難広報等活動要領の下位計画において具体性を担保しました。

(3) 国における津波警報改善に伴うもの

国における津波警報改善に伴う津波警報等の情報文の新しい形式（平成25年3月から運用開始）等に関する情報を更新しました。

(4) 大津波警報・津波警報時における防災組織体制の強化

この度の東日本大震災での対応や教訓、平成24年12月7日津波警報発表時の対応、国における津波警報改善に伴う津波警報等の情報文の表記の変更などを総合的に勘案し、大津波警報・津波警報発表時の今後の対応は、行政側の迅速で手厚い対応が必要となることから強化します。

津波警報 災害警戒本部体制、沿岸部の区及び関係局

→災害対策本部体制、全庁概ね1/3の職員

大津波警報 災害対策本部体制、全庁概ね1/3の職員

→災害対策本部体制、全庁概ね2/3の職員

2 市民一人ひとりによる減災

(1) 町内会の位置付けと役割の明確化

この度の東日本大震災での災害対応その後の取組みにおいて、町内会が果たした役割の大きさを鑑み、地域コミュニティ活動の中核である「町内会」を地域団体の例として明記します。

（例） 地域団体等 → 町内会等地域団体

(2) 地域における自主防災体制の整理

地域における防災活動は、町内会を中心に自主防災組織、婦人防火クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの各地域団体等が連携することにより、効果的に実施できることを明確化するため、地域の防災活動促進の項目の整理や拡充を行います。

(3) 市民への応急手当の普及啓発

平成25年2月から、普通救命講習の一部をインターネットに接続されたパソコン、タブレット端末及びスマートフォン等で学ぶことができるeラーニング対応としたことや「119番通報」と「心肺蘇生法」の一連の流れを分かりやすくナビゲートするスマートフォン用アプリケーション「救命ナビ」の活用に関する情報を追加しました。

3 避難所運営

(1) 避難所に関する考え方の追加

災害予防計画の「自助・共助」の章に、仙台市の避難所に関する考え方を分かりやすくまとめてほしいとのご意見を受け、仙台市の避難所に関する考え方を追加して掲載します。

- (記載内容) ①「避難を必要とする方」を受け入れる施設であること
②避難者を一時的に受け入れる施設であること
③自助・共助・公助の取り組みにより円滑な運営を目指すこと 等

(2) 集会所等地域の施設の名称変更等

「集会所等地域の施設」を「地区避難施設」と名称を変更し、地区避難施設を活用する場合の前提条件や開設の認知のあり方を記載することにより、実際の地域での取り組みがイメージできるようにします。

また、住民等による避難フロー図に「地区避難施設」を明記します。

(3) その他

避難所運営にあたって配慮すべき事項や、地域で作成する地域版避難所運営マニュアルの位置付けの強化など、所要の修正を行います。

4 災害時要援護者対策

パブリックコメント等では、具体的な取り組みについてのご意見・ご要望が主体であり、字句の修正等を除き中間案を維持し、今後の取り組みの中で、福祉避難所の拡充など、ご意見を踏まえた対応等を工夫してまいります。

5 帰宅困難者対策

パブリックコメント等では、具体的な取り組みについてのご意見・ご要望が主体であり、字句の修正等を除き中間案を維持し、徒歩帰宅支援対策や一時滞在場所の確保など、今後の取り組みの中でご意見を踏まえた対応を工夫してまいります。

6 物資の対策と非常時の物資供給対策

公的備蓄のあり方については、現在の取り組みも踏まえ、以下のとおり変更を行います。

(1) 公的備蓄の備蓄方法（拠点備蓄、分散備蓄）の位置付けの明確化

(2) 備蓄食料に関する配慮事項の明確化

災害時要援護者やアレルギー疾患対応品目の備蓄、配付時の配慮について明記します。

7 啓発・教育

(1) 本市総合防災訓練の関連事項の整理

訓練の多様性を確保するため、新しい地域防災計画の定着に向けた訓練の着眼点を整理します。

- (記載内容) ①津波から命を守るための取り組み
②市民力・地域力を活かした避難所運営体制の構築
③防災関係機関との「顔の見える関係」の構築 等

(2) 町内会をはじめとする地域団体等が連携して行う防災訓練

町内会をはじめとする地域団体等が連携して自ら行う防災訓練に対し、本市関係部局が積極的に支援することを明記します。

8 その他

(1) 他都市への支援に関する事項の具体化

東日本大震災における対応で他都市からさまざまな支援をいただいたこと、昨年の九州北部豪雨の際の本市からの支援実績などを踏まえ、今後、こうした経験と教訓を活かし、応援を受ける側に立った積極的な支援を行うことを明記し、必要な項目の充実を行います。

- (記載内容) ①支援内容（情報提供、物資の送付、職員の応援など）
②支援の検討や意思決定のあり方

(2) 民間団体等からの支援に関する事項の具体化

東日本大震災における対応を踏まえ、民間団体等の受入れに対し、項目を起こし、支援助入れの判断、支援助入れの実施について、方法を明記します。

(3) その他所要の修正

中間案公表後のさまざまな検討を踏まえ、上記以外にも内容の充実、字句の修正を中心に所要の変更を行います。